

会 議 録

会議の名称	第26回（仮称）大和郡山市自治基本条例策定委員会
開催日時	平成21年10月22日（木）19:00～21:00
開催場所	中央公民館（三の丸会館）3階小ホール
事務局	大和郡山市 総務部 企画政策課
出席者	委員 中川教授 市民公募委員（磯委員、伊藤委員、奥田委員、帯谷委員、金田委員、北野委員、北原委員、小林委員、鯛委員、高原委員、中野委員、中村委員、西本委員、沼田委員、福嶋委員、藤原委員、森井委員、横田委員） 市職員委員（西尾委員、中尾委員、吉本委員）
	事務局 北森企画政策課長、百嶋企画政策課長補佐、澤田
欠席者	委員 10名
議題	第2次条例案（たたき台）について

議 事 概 要

1．開会挨拶等

事務局から以下の報告がある。

- ・本日の欠席者について

2．議題

「条文素案」の議論

会 長 こんばんは。挨拶は抜きにします。早速、入っていきたいと思いますが、まず最初に前回の会議録の確認をしていただきたいのですが、この会議録でよろしいですか。

委員 前回の議事録でちょっと前回の終わり方が非常に後味の悪い終わり方をしましたので、一言申し上げたいと思います。あの会議録も含めてですね、あの前回ちょっとこの前々回の議事録の見直しが後になったために、一番最後に見直しやってないですねということで私、発言させていただいたわけなんです、その発言の途中でですね、大きな声で罵声を浴びせられて人の発言の機会を奪うような行為がありましてですね、まるで暴力団か総会屋のようなごときの行為やと私は思ってるんですけども、まあそういう風なことが、そういう行為に対しては強く抗議いたしますというのがまず1つ。まあそのためにその私の発言が中断されたということですね、それからまあそんな経緯があっただけか、あのその前回のあの前々回のレビューがちょっと整理できなかったんではないかというふうに思ってます。で、あのなんだかんだいってですね、あのその中でちょっと抜けてる、あの今回の前回のレビューを議事録の中で、議事録ではですね、あの、私の発言がそういう風に続かんかったとか、ほんでとかあの～とかいう風な形で、適当な接続詞でそういうあの中断されたのをうまくこう何事もなかったように議事録の中で書かれてて、何事もなかったように議事録にはなってるんですけども、そういう発言があったというのは議事録には残してもらいたいということです。それからあの、まあとにかくそれでレビューが始まったわけなんです、その中でちょっとこの前回の議事録の中に抜けてるなと思ったのは、公益通報に関して会長が事務局に対してこの4回で公益通報に関して相当の危機感を持っているよということを、市長に伝える、伝えてくださいよというふうなことになったじゃないですかというふうに発言なさった委員さんがいたと記憶しています。で、これはあの非常に大事なことじゃないのかなあと、それはそのまず前回の議事録から抜けている抜け落ちているということですね。これ非常に大事なことじゃないのかなという風に思います。あの最初から例えば、あの当委員会が公益通報に関して非常に危機感を持っているよというのを事務局に対してちゃんと市長に言うておけよという風におっしゃったということは、suggestionされたということはある意味、言い方を変えれば会長が要するに事務局に対して宿題を出したという風なことじゃないのかなと、まあそういう宿題が出されたというのが議事録から漏れているということですね。漏れているということは逆にいうと、そんなことは知りませんということ、そんなこと聞いたことありませんということ、事務局は言うと思うという

風なことをじゃないのかなと、悪意を持って言えばですね、そういうこともいえるんじゃないのかなというふうに思うんですけど、ですからあの、やはり会長から事務局に対してそういう suggestion があったよというのは、やっぱり議事録に残しておくべき話ではないのかなと、で、そういう意見に、そういう発言も委員からありましたし、それが議事録から抜けているというのはやっぱりおかしいなという風に思います。それからあの、再度なんです、あの中身なんです、私の今回の発言ですね、は、別に削除しないでください。というのは、冒頭にも言いましたように、民主主義の基本をわきまえないといえますか、極端な話をすれば、人の発言をですね、暴言を吐いて中断させるような、そういう風な行為を起こされるような、私が冒頭で申し上げましたけども、そういう内容が次回の議事録には是非、削除しないでいただきたいという風に思います。以上です。

会 長 はい。これに関して事務局、抜けているというご指摘ですが。

事務局 1つ目と最後の分については、大変、周知して事務局も会長も含めてこれから注意していきたいという風に思っています。皆さんも一緒だと思います。で、議事録の件ですけども、あの私が自分を守るわけではないですけど、議事録についてはだんだん、だんだん、この2年から3年の間で、みなさんに鍛えられて読んでいただいたらわかるとおり、テープを起こして聞いたやつをまるまるそのまま書いてると、大変、時間をかけて書いているというのが事実です。え～ですので、私としては抜けてることはまずないのかなと思うんですけども、指摘されてることなんで再度テープを起こして確認しようと思うんですけど、実は前回はあるんですけども、もう8月のは消してます。ですのであの、もう今の委員さんの話をそのまま抜けていたということで、それは私ら何というのか、そうしますわという意味ではなくてですよ、それをそのまま議事録にきっちり今日のやつは入れさせてもらって、あの～そういうことがあったということは今回、記録させていただくと、しか言いようがないと申し訳ないですけども。で、あの～これからのテープを元にちゃんと一つずつ拾って抜けることがないように、そういうことを思われることがないようにしていきたいなと、100%拾うことはできないと思います。いろんな言葉が飛びますので、ただまあ核心の部分についてはきっちり拾っていきたくて再度、ここ

でお約束したいというふうに思います。

会 長 はい、それでは会議録の件は、この程度でよろしいでしょうか？会議録は記録する上で、同時に2人3人4人とばあっとしゃべると記録できなくなっちゃうので、できるだけお一人発言している間は今ご指摘がありましたように、途中で話を遮らないで最後まで話を聞いてあげていただきたいと思います。同時に4人程しゃべったら、もう記録できへんわね。それでとぶんだと思いますね。多分、そういう箇所ではなかったかなと思います。それでは今日ちょっとですね、積み残しが前回のやつ、あります。第26条ですね。

委 員 その前に、あの、今日いただいている審議会・審査会についての資料ですけども、これちょっと抜けている審議会もあるように思うんですけども。あの、例えば具体的に言うと私が関連している公民館の運営審議会とか、あのそういうのちょっと抜けてる気がするんですけども、これいろいろと洗い出しされたわけですか？

事務局 そうですね。

会 長 これあれちゃう？市長の諮問機関だけで決めたから違う？公民館運営審議会は公民館長の諮問機関やから。

事務局 いや、あれですよ。あれは会長、やっぱり抜けたら困りますね。もう一回、洗い出しをちゃんとします。

委 員 もうちょっと多いはずですよ、私が知っている限り。まっ前回、審議会の討議がありましたので、その辺の関連ということで。

会 長 ええっと、今、ご指摘いただいた審議会・審査会等についての資料は、どれだけ審議会があるのかという資料がほしいと、前回ありまして出されているものです。

それでは前回の続きをやりたいと思いますが、まずですね、今回、第30条から入る予定なんですけども、その前に第26条のところですね、3項目に住民自治協議会のようなですね、そういうコミュニティ組織を作ることができるという条項を入れるかどうか、それにつ

いて今回みなさんのご決断をいただきたいという宿題が出ておりましたと思います。これをちょっとやりたいと思います。第26条は、自治会等のいわゆるコミュニティ型・地縁型地域活動団体とボランティア・NPOなどの目的別・個人市民結集型の公益活動と2通りをここで書いております。その第3項に地縁型ですね、地域活動団体を統合結集したような総合型の住民自治協議会を作ることができるというのを入れるべきかどうかというご意見もここでもう一度、みなさんでご討議いただきたいと思います。会議録で言いますと、11ページ、だいぶ前から言ってますね、前半かなりこれに関して議論してますね。参考としては生駒市の自治基本条例の中に住民自治協議会を作ることができるという条文が入っている。

委員 これあの、議事録にあるようにね、要するに既存の組織があるねえという話、例えばあの各地区に、旧郡山市は郡山地区社会福祉協議会、他は小学校地区で社会福祉協議会がありますよと。で、その社会福祉協議会がですね、まあ一つのそういう自治会とかですね、民生児童委員とか、PTAとか老人会とかそういう組織をまとめて今までやってきたんやけど。だからこの中にはそのNPOとかね、目的別が入っていないので、やっぱり新しく協働の第3項目にね、そういう新しく何というんですか、連絡協議会をつくる、そういうものを私は入れた方がいいんやないかなと今思うんですね。

委員 あの今この協働というのを考えていると思うんですけど、かなりNPOとそれから地域社会、行政、この3者でスクラム組めへんかという議論がもうだいぶ逼迫してます。それは一昨日も奈良のくらし創造でそのへんの議論をしておりますし、それから明日香の保存会でも議論しています。方々で議論しているんですけども、やはり縦割り横割りがどうも見えていない。ということでやっぱり組織がないし窓口がないから誰が結局、接着剤になるんやというのがないので、そういう組織があった方が邪魔にはならんだろうというか、運用にもよりますが、必要なんかなとこの前も議論させていただきました。だからまあ僕の経験上、ずっといろんなところ行って、いろんなことやって、いろんな人と話してますけども、やはりそこが一番大きく抜けているところで、やはりそれがないとどうも動きにくいのかなと思ってます。

委員 今の2人と同じような意見になりますが、これまでここで論議された中で明らかにされたのは、地域活動には地域活動団体とNPOなどの目的別公益活動があると、そして市がどうするのかということですね。その辺の表現が議事録の10ページにあるんですけど、「全体的な地域づくりに対して市はどうするんだというのが見えてこない」というのがあるんですけど。特に第26条の第2項では「適切な支援」とあるわけで、「適切な支援」をどういうふうにするんだというのが大事だと思うんです。その辺を地域協議会という形にまとまってですね、行政も地縁活動団体も目的別団体も一緒になってできるんじゃないかと思うので、条例にももっと明確にわかるように表現した方がいいと思います。

委員 確かに、今言ったことはいえると思うんですけど、ただ一方ですね、そういう組織ができたとして既存の自治会など含めてそういうものにいきなり引っ張られて、あなた達メンバーなんですよと言われたときにどういう問題が起きるかということを想定する必要があるのではないかと思います。といいますのは、ちょっとこれは極端な例かもしれませんが、自治会の中で規約のないところがあり慣例的にやっていることがあります。当然、今まで問題なく地域の自治会として支えになってきたことも間違いのないと思うんですね。その辺をどういうふうに、ですから我々ここだけで議論するのではなくて、そういう人たちの意見も聞く必要があるのではないかという気がするんですけど。

委員 自治会の世話をしていますが、立派な会則あるんです。あんまり細かいことは書いてないですね。あまり細かく決めると動きにくい。会則もない自治会とか、総会もしないで役員が替わるとかということも聞かんこともないですけど、その住民自治協議会なるものが将来的には必要かとは思いますが、それを実際に消化して実際に機能していくスキルが自分達にあるのかどうかとかね。今、委員さんが言われましたように、旧村も含めてやはり基本、自治会が当然あるでしょうから、そののここをよく現実的に考えるべきではないかと思います。

会長 ここでイメージしている住民自治協議会あるいは総合型住民自治協議会というのを、もう一度ちょっとこう何というかな、その性格をはっきりとさせておきたいと思います。条例上でそこで唱うとするなら

ば、当然に生駒市タイプなのか、あるいは伊賀市タイプなのか、名張市タイプなのかということになりますけど、これは全部、共通しているところありまして、1つは1の地域に2以上の住民自治協議会を作ることにはできないという禁止がかかるということです。そして条例上、認定された団体になりますから、これは公共的団体に限りなく近づきます。準公共的団体といってもいいわけですね。で、それが結成されたときは、その当該エリアの住民は全員が構成員に自動的にになります。従って、その運営の仕方に関する民主性の担保は非常に厳しいものが要求されるようになります。当然、住民総会も開かなあかんし、それを代議員制をとるならば評議員の選出方法の規定というものをきちっとしなければなりません。さらに執行部である理事会にどういう人を選出するかという細かい規定も必要になります。で、その住民自治協議会そのものは、まちづくり活動としての住民自治協議会への協力・非協力ということによって差別されることはないという条項も入れないと、非協力的やからといってですね、差別的取り扱いをすることは、これはまた別の問題が起こりますので、これはきちっと歯止め条項を入れねばならなくなります。それから自治会・町内会と違うのは、自治会・町内会の多くは今も委員さんがおっしゃったように、非常に緩やかな、気持ちに通じる範囲の中でできていくのが望ましいわけでございますけども、多くの自治会・町内会は世帯加入です。世帯単位でほしい構成されてます。だから理屈ですけど、10人家族であろうが1人家族であろうが同じ会費を払うわけです。そういう意味で世帯単位思想を日本の自治会は伝統的に持っているということ。それから加入する、しないも自由であるということです。なので、例えば難しいところなんですけども、加入率99.9%みたいなところはですね、逆に住民自治協議会を作る必要性があまり感じられない人も多いんですよ。今の自治会で十分機能しとるやないかということで、却っていない人もいます。それから自治会・町内会が非常にしっかりしていて防犯協議会の機能も持ってます。防災委員会の機能も持ってます。それから民生委員の組織も中にちゃんと抱いていますと、老人会も婦人会もみな自治会の中にありますよ、子ども会もありますよ。となりますとこれ、事実上の住民自治協議会に近くなるので、あえて別の住民自治協議会を作る必要性を感じない地域もあるということと言えます。ええように言うならば、非常に力があって総合的な仕事をたくさんやってる自治会があるところほど、住民自治協議会の再結成をする

必要性をあまり意識しなくなるという、こういう問題はありますね。だからそれを反対から言ったら自治会が弱ってきている。老人会も婦人会も全然、別々になっている。民生委員とも関係ない。PTAも離れている。防災の関係も知らん。防犯も全然、さわってない。やってるの何やいうたら、回覧板を回す、それからお葬式の世話します。あとはお祭りを一生懸命やるので精一杯ですわというところで、なおかつ、加入率が減ってるみたいなのが、逆に住民自治協議会にもういっぺん再結成し直す方が効果が出るという状況が現実です。ですから作ったら今までの自治会・町内会のやり方は実はできない。つまり全員が構成員であるということと、それからいわゆる組織運営における民主制・透明性というのは非常に厳しいものが問われるということですよね。これをちょっと意識して議論していただけたらと思います。ないよりはあった方がええというものではないと僕は思うんですね。で、もしこの条項を入れるとするならば、例えばですね、全市一斉に用意ドンでこの協議会組織に切り替えますよみたいなことは、まず無理です。できるところは作っていくことになりましてけども、その場合に先発でできていったところと、全然できへんところと、どういうふうに行政として地域政策を公平にやっていけるんやという問題がまた出てきますから、ここらあたりはですね、この委員会だけで議論するにはちょっと材料が足りんかなあという気も僕はせんこともないかなあと思って、ちょっと前回、議論をみなさんしてほしいと言ったんですけど、それでも後に続けるような形で「総合型住民自治協議会を作ることができる」という条項を入れといて、この住民自治協議会に関することは「別途、条例で定めます」とか、「別途、規則で定めます」とかいう委任規定にして、そこんところで議論してもらおうという方法もあります。これは箱本制度もここは生きていますし、しっかりしたもんですし、それに対する批判も擁護論も両方あると思います。そこからきちんと見据えたうえで現実的な話をしないといけないと思いますんで。これはちょっと私、地元の間人じゃないのでね、もう一つ確信を持ってるところあるんですけども。

事務局 行政側として感じるんですけど、今、会長がおっしゃったことは結構、難しいというか、みなさん含めて勉強不足じゃないかというふうに自分は特に思います。「作ることができる」としたところで、どないしていくんやというところがあって、それぞれ差があると思いま

す。ただ協議会を作って、みんなのそれぞれの団体が集まってやること自体は価値があって、これからは必要だろうとみなさん思っておられるし、私も思っています。会長と話をしている中で少し思ったのは、例えば今、郡山には合併しておりますので各支所単位で連合があったり、それから地区社協があったりということですので、もし考えるならばまず支所というか地区単位での、連合単位での、今いろいろある団体ありますけど、もう少し団体を入れて、いろいろ地区ごとの考え方で一回そういう組織を作る試みをやってみて、それでも大きいと、郡山市は大きいよとか、片桐地区は大きいよとか、もうちょっと小さくしたらどうやという話になって、揉んでいくというようなことも必要なかなというふうに感じます。必要性はわかるけども、そこまでなかなか今この会議で言葉自体を入れてもあまり価値がないのかなというのが一つ。それからもう一つは、おそらく最後、条例が決まるときに今後のその条例なり市の施策等をチェックするための検討会・協議会等を設けようということになるだろうと、その協議会に今までのみなさんのメンバーが残っていただく方は残っていただいて、継続的にテーマを持って一つ一つその話をしていくというのも大切やし、そういう形の方向付けもいいのかなと、だから「協議会を作ることができる」ということをしてもいいですけど、私も例えば他の自治会の人達とか議会の人達とか職員に明確に会長のよう説明して必要性をきっちりできるという自信は今の段階ではないかなと、だからその辺をもう一回みなさんと一緒にあとあとのフォローの、協議会の検討会で揉んでいく方がいいのかなと私個人としてはそう思っています。

会 長 はい。まあ好意的に拡大解釈するなら、第26条第2項でね、「自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。」とありますので、これを受けたより具体的な政策の踏み込みとしてまた別途、条例を起こすことはできます。これが足がかりにはなります。ただ、この会議録をご覧になっても分かりやすいように、この問題を蒸し返しているのは実は僕でもあるわけですが、さらっと済ましたらあかんかなあと思ったんですけど、それを条項として起こすと逆に、これは一体いつやるんやと、具体的にどうすんねんという話になりかねないリスクもあるなあという気はしますね。このままでいくか、それとも第3項を起こして「総合型の住民自治協議

会を作ることができる」という条文を入れるか、ちょっといっぺんお諮りしましょうか？

委員 協議会を作ったら、これは全員参加とおっしゃいました？

会長 全員が自動的に構成員になります。

委員 あの、例えば現状の大和郡山市は自治連合会というのがあるんですけど、それには参画していない自治会もあつたりします。

会長 参画しているしていないに関係なく、全住民が対象になります。そういう性格のものでなければ、条例上、担保するのは難しいです。任意団体が集まっているだけのものやったら何も条例で支援する必要はないと思うんですね。また別の制度で支援できますわね。

委員 だからこそこで、そういう条項をやっぱり入れておいて、走りながらというか、まあ覚え書きでも確認書でもいいから、再度、諮問委員会で議論するという一点をつけて、とりあえずここで進めておいたらどうですか？

会長 はい。それではお諮りしますね。第3項をやっぱり入れておいた方がいいんちゃうかという案と、もうこのまま第26条の1項と2項でいいんちゃうかというのと、お諮りしますね。

第3項を入れた方がいい . . . 8人

このままでいい . . . 5人

それでは第3項として、第1項の「地域活動団体」を中心として構成される総合型の住民自治協議会を結成することができると入れておいて、で付带的に「詳細については別途、議論にゆだねる」とこれを委員会としては提案するというふうに入れておいてください。だから原文は一度、行政サイドで考えてください。もうちょっと精密に書かないといけないんで。名前を勝手に総合型住民自治協議会なんて言うたらまずいし、また定義せなあかんし、せやから何か言い方あるよね。いわゆる地域の活動団体を多様に結集した住民団体と、生駒の書き方のようなやり方でいけると思うんです。そういう形でこちらの委員会としては、そういう提案だということです。

それでは第30条に入ります。このA案の上を書いてある「常設型」で第2項で止まっているのと2つあるよね、これ。A案とB案じゃないわけ？

事務局　そうですね。常設型の場合は次の第31条にということですね。で、下の方は「個別型」ということで、これで「別途、定める」ということになります。

会　長　なるほど、はい、分かりました。分かっていただけでした？次のページを横に並べて見ていただいた方がわかりやすいと思います。

第30条の常設型と書いてあるのは、その後ろに次のページの第31条がくっついてくるよということですよ。ですので、第31条で「18才以上の者で」あればですね、請求権者総数の4分の1以上の連署があれば、「その代表者から市長に対し住民投票の実施を請求することができる」という市民からの発議権。それから第31条の第2項は市議会からの発議権。そして第3項は前2項に基づく市長の住民投票実施責任、責務。で第4項は、いわゆる公職選挙法に基づく20才以上の有権者ではなく、18才以上にするという提案ですね。で、第5項は、手続規定です。で、もう一つの住民投票制度、常設型と書いてないのは、個別にまた別途、条例を作りますよというやつです。ただし、こちらの場合であっても住民投票をすることはできるということは宣言しているわけですよ。さて、これについてみなさま方にご意見いただきたいんですが、これも前回、私、ちょっと申し上げましたように、あまりハードルを低くしなすともものすごいこと、行政あるいは議会が振り回されることにもなりかねないということがあります。それともう一つは、これに要するコストもかかるということですよ。それから18才以上を入れると、今度は18才以上の名簿を、選挙人名簿以外に拾い上げねばなりません。だから基準日をいつにするのか、それからその18才以上の名簿をですね、抜き出す作業というものも付随してきます。それから在住外国人、いわゆる登録外国人を入れるかどうか、これらの判断も必要になってきます。しかし個別方の場合、個別の案件ですからそれについては個別条例でやるわけだから、ここで議論する必要はなくなる。これについてご意見いただきたいと思います。ちなみに選挙でなんぼかかります？

事務局 だいたい、1回4千万円くらいです。

委員 「市民の意思を直接問う重要な案件」という「重要な案件」という例えが、それがあつ程度分らないと。

会長 まあ例えは一番大きいの最近では合併ですね。合併の是か否を問う。

委員 それ以外は。

会長 それ以外では例えはそうですね、公益計画に基づく事業、公共土木事業を受けいれるかどうかとかね。例えは、高速道路の通過を容認するかどうかとか、それもありますし、今、大阪府で問題になつてるのは府庁の移転をどうするか、あれこそ住民投票にかけたら私は良いと思ひますけどね。

委員 あるいはね、米軍基地を郡山に持つてくるとかね。原子力発電所を郡山市に造るとか。まあ、要は住民全体に関わる、そういうイメージで私は考へてますけど。

委員 これ、18才と20才で分けられたつて、どうでした議論？

会長 ええつと岸和田が18才入れてるからですよ。そういうふうにな18才以上まで広げるかという話やつたんでしょつね。

委員 この「重要案件」という定義はあるんですか？

会長 ないですねえ。

委員 市長がこれは重要案件であると判断すればなるわけですね。

会長 ええ。A案の下第2段目（個別型）の場合はそうなりますね。A案の上の常設型の場合だったら、住民がこれが重要案件やないかと請求することができる、議会も請求することができるということになります。

委員 これ、認定は市長がするわけですよね？住民が言っても市長が重要案件でないと認定すれば、重要案件にならないわけですね？

会長 A案の下段（個別型）の場合はね。その判断は市長に委ねられることになりますね。

委員 ちょっと話、横道にそれるみたいやけど、私思いますのはね、今の民主主義でね、基本的に考えたときにやるのは、郡山市民やから言いますけど、市長さんを選挙で選ぶ。議員さんも選挙で選ぶ。せやけど選んだときにね、立候補者が10考えてることのうち全部を私は賛成して投票したんやないし、議員さんもそうですわね。みなさんそうやねんけども、議員さん全部まったくね私の考えと同じことはあり得ないんですよ。そやけど僕の考えやったらこの議員さんにしたらベターやるとベストやなしにベターやるということで、みなさん投票している。ということは何かあったときに間接民主主義やから、それで市長なり議員さんにお任せしてんねんけれど、今言うたように、どんな問題がありますかと言われたときに、例えば郡山市に原子力発電所を造りますとか、それから産廃の大きな捨て場を山のお寺の横に造りますとかあったときにね、やっぱり常設型の住民投票制度を作っといて、ここで市長なり議員さんがね、ここに産廃のを造ろうやと言うたときにですよ、住民の例えば50分の1以上の請求があったら市長は否応なしに住民投票かけやなあかんというのが僕は本当の民主主義やと思うんです。

会長 只今のご意見は、常設型にするということですね。他、ご意見ございませんでしょうか？

委員 市民から請求することができるということが1点と、第31条で4分の1となっているんですけど、こんな厳しいのは他の市町村ではないんじゃないでしょうか？

会長 大和市は3分の1ですよ。豊中市は6分の1。

委員 それとか、50分の1というところもありますし。

会 長 50分の1はありません。50分の1は条例の改廃制定請求権やから、それは今でもできます。50分の1やったら、これ書く意味ないです。

委 員 4分の1なんてきついところ、ないんちゃいますか。

会 長 いっぺん、これ何分の1かいうのどっか調べましたっけ、そんな一覧表ない？

委 員 請求権者が20才以上の方が何人おって、例えば8万人のうちで1万人程度となると8分の1とかなりますけども、そこらへんのデータに基づいて適当な何分の何を決めりゃええと思いますね。

会 長 有権者総数は今いくらですか？

事務局 7万6,7千です。20才以上です。

会 長 総人口なんぼでした？

事務局 9万2千くらいです。

会 長 結構、20才未満多いんですね。

委 員 丸亀市が50分の1じゃないですか？

委 員 それは住民監査請求。

会 長 50分の1というのは今でもできるわけですね。あの条例の改廃制定請求権。ただここで言うてるのは、そんだけの署名があったら絶対に投票せなあかんという義務づける定数のことです。

委 員 条例の制定を請求するということですか？

会 長 そうです。

委員　それで、市長がだめ言うたら終わんねん。議会もだめ言うたら終わんねんね。ここで今、僕ら言うてるんは例えば1万人出されたら市長は否応なしに直接的にこの住民投票せないかんわけです。

会長　だから住民投票をもう成立させてしまうわけですよ、そんだけの署名が集まったら。だからそれが50分の1やったらえらいことになりますやんか。

委員　だから僕がさっきから言うてるようにね、間接民主主義いうだけでなく、住民投票のような直接民主主義をいれとかんと、ホンマの成熟した民主主義は行われませんよということを言うてるんです。それについては、例えば年齢を16にするんか、18にするんか、20にするんか、何分の1にするんか、その次の段階ですわな。今、一緒に話せんと、こういう形でするんかせえへんのか、先、決めてもうて、それから次のとこいかんと。

委員　そうですね。賛成ですな。個別型か常設型かをどちらかに決めてね。それで常設型となれば、こういうところに入っていくことになるわけだから。まず大枠をどちらかに決めた方がいい。

会長　ちょっと待ってくださいね。必ずしもそういうつもりで進めてるんじゃないんです。個別型というのが、分かっていただけだと思うんですね、ただ常設型となるとこんだけの論点が出てくる。これを踏まえた上で個別なのか常設なのか判断せなあかんから、個別をある程度議論しないと分からないんですよ、みなさん。だからこれで個別型・常設型のだいたい意味は分かっていただけでした？つまり住民からも議会からも、ある一定定数以上の請求があり、それが成立してしまったときは強制的に投票に持ち込むことができるということは忘れていただいたら困りますんで。

委員　市長に対するリコールと基本的には似たような感じですか。

委員　個別型の場合は、別途、条例を作るということなんで、手間がかかるということですね？

会 長 手間はかかりますが、発議権が市長にありますから個別の場合は。だから市長部局で条例を作りますから、そない手間はかかりません。ただ、そこで問われるのは、やっぱり20才以上に限定するの？18才以上、16才以上、外国人入れるのという議論はありますよね。

委 員 僕は常設型で16才以上で外国人もみな入れたらええと思いますねん。

会 長 16才以上までいれたら今、なんぼくらいに跳ね上がるかな？

事務局 だいたい一世代、成人式が千人切ってますので、4千人くらい。だから先ほどの7万6,7千に足して8万ちょっとですね。

会 長 だから4分の1の署名を集めるとなると、2万人の署名を集めないといけない。

委 員 なんで16才かいうとね、他でも例えばね、他の市でこういう住民投票をしたことがあるんです。ほんでその高等学校の子が産廃の問題で投票したんです。そこで何が起こったかという、すごく政治が近くなると、これからやっぱり大人になっていく時にね、政治のことに関心をもって生きていかなあかんことがよう分かったらしい。だからそこで責任を持って次は税金をどういうふうに使っていったらええんやろ、市長にはどんな人がいいんだろう、親父に言われたから入れんねやとかじゃなしに、きちっと民主主義をするために16才の子らから入れていってすべき。もちろん外国の方にも投票権を与えんと、こんなん少子高齢化で僕らだけではやっていけませんよ。

委 員 教育的観点からも好ましいし、そうあるべきだと思うけども、実際、私の18才、19才そこらへん考えてみた場合、社会に対する関心なんてほとんどないです。受験勉強とかね、あるいは女の子とかいうようなところで社会に対する関心がない、要は無関心層に対して、判断もできないような層にそういうことを求めるよりも、20才以上とした方がベターだと思うし、さらにコスト面を考えた場合に、18才、16才下げれば下げるほどコストもかかるだろうし、そういう意味から今の選挙20才以上という方法でもって区切ってコストもかけずと

というのが私の20才以上という意見です。

委員 私はね、その話おかしいと思います。

事務局 ひとつ会長に質問したいのは、このメンバーだけで何才以上とか外国人を入れるとか決めて条例の案を決めてええのかなというのがちょっと疑問に思います。この話は大切なことなんで、生駒市の場合、制度を作ることは条例で保障したけども、細かい分についてはもう一回ちゃんと決めましょうと投げかけてると思うんですね。この委員でやるべきやって、みなさんが思って、そんでええねんと言われれば、私はそれでそれ以上のこと言えませんが、ホンマにこの短期間の間に外国人や16, 18才やと決めてええのかなと、ちょっと疑問に思います。

委員 常設型か個別型を判断する上で、今のようなご意見があると私は理解しているんですけど。

会長 はい。これでいったん議論を打ち切りますね。あの、これで個別型と常設型とグループ分かりましたね。常設型にはいっぱい議論せなあかんことがあります。議論出尽くしたと思いますが、まだ実は常設型で議論残ってるのは、議会の発議権を認めている市と認めていない市とがあるということです。市民の発議権に関してはほとんど認めてますが、議会の発議権に関しては認めていない市も多いんですね。その場合、発議権を認めていないっておかしいですね、議会の発議定足数です。その場合は、議会の議員一人一人が動議出すとか、議案提案するとかして、議会の過半数を得たら成立するわけですけど、その議員の発議権を議論するかどうかも含めて常設型の場合は議論することが残っていることは覚えておいてください。それではまずいっぺんお諮りします。常設型でいくべきか、生駒市のようなですね半分、常設型で臨んでいるわけですが、住民投票に関する細かい内容については、別途、住民投票条例を定めるにあたって決めてくださいという流れになってるんですね。だから生駒のやつは個別型じゃないんです。常設型なんだけど自治基本条例では住民投票要件を定めていないんです。別に住民投票条例というのを作ってくださいとになってるんですね。そういう方法でいく方法もあります。ですのでここで言うてる住民投票

制度第30条の第2項、第3項は、これは個別型というよりは常設型に近いなあ。常設型の委任型に近いですよ。

委員 先ほどと一緒にね、議論することがやっぱり残ってくると思うんですよ。その代わり議会というのは最後、通さなあかんだろうし、市長の承認もいるだろうし、何回か揉まれていくと思うんですね。だけど形としては残しておかないと、その形がとんだら議論なしで行くんで言葉としておいておきたい。ただ、事務局が言ったように、ここで決めるんかと、ここはやっぱり大事なところやから基本的には決めておいた方がいいような気もするけど、時間がないし、勉強不足やとなれば、ちょっとペンディングして先ほどの条項と同じように諮問委員会か何かつくってもらってそこでやると、そうしたらどうですか？

会長 そうですね。

委員 事務局からここで決められるのかという意見がありました。これはね、僕は違うと思う。これは正式な策定員会ですし、本当はたくさん参画されて、それが徐々に減ってきたという現状で、これは策定委員会なんですから原案をつかって、ここで決まったものがすべて決まってしまうわけと違うので、だから最終案としてまとめるのは僕はここで責任を持ってね、意見を出して決めるということをやらなければ、むしろこれをおいておくということは無責任ではないかなと思うんですよ。

会長 だからここでは案は決めますよ。ただ、案を決めるにあたって、やっぱり常設型で踏み込むか、それはちょっと我々の方ではそこまで読み切れない、もう少し別途の委員会もしくはその条例を検討してもらう機会に譲った方がええんちゃうかという書き方もあると、そのどちらにせよ原案は出さなあきませんね。

委員 だから議事録としておいておいてください。

会長 それは議事録には残ります。

委員 今、こういうのを決めていただくんですけど、その後のことの情報

が分からないので、ちょっと意見として言いにくいんですが。住民投票を何分の1かでやったとします。その時に、例えば投票率であるとか、その時の投票した人の何割だったらそれが採用されるとか、そういうことも分からないと、あるいは16才、18才という議論も難しいでしょう。やっぱり18才、16才まで入れるとだんだんと投票率というのは下がってくることも考えられますので、そういうところの情報もちょっと教えていただいた上で諮らないと難しいかと思えますけど。

会 長 まだ、そんだけ事例がたまってないんですよ。実例を見たらうえでと、おっしゃってるわけですよ。

委 員 いや、だから何十%の投票がなかったら、これは採択されませんか。投票した人の意見の過半数でないと採択されないとか、そういう情報が我々に分からないと16才、18才、20才と議論しにくいですから。

会 長 ん？ちょっと分かりにくい。住民投票の条例の中でね、例えば有権者総数の過半数以上の投票が達成されない場合はこれを無効とするとかいうのはあります。それとか、過半数というのはきついということで30%とか40%でOKというところあったと思うんですけどね。

委 員 だからそういうことを情報として教えていただかないとちょっと議論がしにくいかと思うんです。

委 員 これそういう細かいことはね、別途ね条例を作ってせんと無理ですわ。なんでかいうたらね、そのPR活動どうすんねんと、市長の選挙みたいに議員の選挙みたいなことにするんか、それとも夜、家に電話してもいいし、戸別訪問もOKですよと、なんでもありですよという方法もあるしね。

事務局 公職選挙法に準じるんです。

委 員 公職選挙法に準じるという市もあります。ところがそうでない市もあるんです。そこはね、戸別訪問してますねん。ほんで、駅の前で賛

成派はやな、「この条例に賛成です。みなさん参加してくださいね」
て書いてますねん。反対派は反対派でやね、やってますねん。

事務局 結局、今の話によると細かい話になってくるんですね。どこまで、

委員 いや、そこまでここで、できませんよ。

事務局 だから、どこまでするかということですよな。

委員 いや、だからペンディングにしてもらって、次、行きましょうよ。

会長 これについては生駒市の条例があったでしょ、その生駒市型でいったんいくということでやりましょう。それで行けばまだ議論はできますから。常設型の投票制度をおけることをここで宣言しておく。ただし、その常設型の中身をどうするかについては住民投票条例でもう一度詳しく決めてください。ここでは、16才以上が良いのではないかなとか、その教育効果についての発言もありましたし、それからパーセンテージの問題も出ました。

委員 もう一度だけ僕言いたいんだけど、みなさんに分かってほしいねんけど、16才にしたら選挙のお金がかかるやないかという話でてましたでしょ。これからはパソコンなどがあるのでお金のかからない選挙方法が開発されるはずなので、これから先の議論をすることはいいことだと私は思いますよ。もっとお金のかからない方法はいくらでもあると思う。

事務局 私の方から伝えたい情報があります。平成24年度くらいを目途に外国人登録制度というのが、今、ご存知やと思うんですけど住基とは別々なのを、住民基本台帳とセットに同じシステム・同じデータの中で扱うというふうに国が決めて来年、再来年でそれを見直そうとしています。24年からいっぺんに外国人も日本人もすべて同じように扱えるという、役所ではね、ていうことになるので、そうなると今、おっしゃったことで選挙の経費も若干は、今よりは安くなるだろうということと言えるかもしれませんね。

- 会 長 はい。いずれにしても、これでいったん答えを出します。
それでは第32条に入ります。これについては、いかがでしょう？
ワークショップでのご意見、結構たくさん並んでいます。
- 委 員 A案の下の第1項だけの部分ですけど、それについては上の（ ）
書きがないんですけど。
- 事務局 同じ題名ということで。
- 委 員 そこを「国とか奈良県」じゃなくて「他の自治体等」としたらどう
なんでしょう、「他の地方公共団体等との連携」と。
- 事務局 「国」はないということですか？
- 委 員 「国、奈良県及び」というのをのけて、もう「他の地方自治体」だ
けの連携にする。要するに国も県も入るわけでしょ？
- 委 員 地方自治体やから入らない。国は地方自治体やないですよ。
- 委 員 今、巷でよく言われている地方分権・地方自治ということで議論さ
れてますけど、この条文、道州制の問題も最近されてますけど、その
辺との関係はどういうふうに我々、理解したら良いのでしょうか？
- 会 長 道州制なんか今、存在しませんよ。存在しないんだから存在しない
ものを入れる必要はない。
- 委 員 そういうことも想定しなくてよいということですか。
- 会 長 仮に出てきた場合は、条文改正したらいいんです。例えば「国及び
関西州」と変わることでしょ？
いかがでしょう？言ってる趣旨は全く異はないんでしょうけど、文
章的にどうかという問題です。
- 委 員 B案の第1項ですが、これは自治体同士ではなく住民同士のことで
すよね。これをA案の第3項に入れてはどうですか？

委員 A案の第2項の内容は()書きのタイトルと全然違いますね。

会長 その場合は、「等」を入れたら良いですね。「他の地方自治体等」としてしまえば、くるめます。

委員 まちづくりの基本原則の第7号に「対等及び協力の原則」があるので第32条でまた出てくるんですがどういうふうに理解したらいいのか。大事なことやから2回出てきてるかな。

会長 今おっしゃったのは第何条でしたっけ？

委員 第4条の第7号です。

会長 これはだから、役割分担の意味が強いんでしょうね。

委員 もうちょっと違うタイトルを「～の関係」やなしに、「～の連携・協力」とかね。でないところに書く意味が薄れるというか。

会長 おっしゃるとおりですね。「連携」やね、ここは。

委員 ほなら、はっきりしますわな。

会長 だからここは、「国及び他の自治体等との連携」やな。

委員 第1項は消してしまって、第2項だけにして、()書きのところは先ほどおっしゃった「国及び他の自治体等との連携」としたらどうなんですか？

会長 そういきましょか。第32条の第1項はもう外してしまって、第2項を第1項にあげてしまう。で、第2項に右のB案の第1項を持ってくる。で、B案の第2項はA案の第2項といっしょだから、これはいい。よろしいですか？はい、それで収まりましたね。異議なし次、第33条「最高規範性」です。ご意見いただきたいと思います。

委員 第3項の中に「直ちに改正するものとする」となっております、

これが直ちにやっていただけるかどうかは別にして、こういう規定じゃないと、なかなか今までにあった条例とかそういうものが見直しがされにくいと思いますので、それを促すためにも第3項があった方がよいと思います。

事務局 確かにそのとおりなんです。「ここまで書いてもらわんかったらせえへんのか」と反対に言われるのがちょっとあれなんで、第2項の最後のところで「この条例との整合を図らなければならない」ということが書いてあると、これで自ずと議会、市民に対しても直ちにやることは大前提です。もう一つというのは、この条例が議会に上がったときに「公布され施行いつですか」という話、そうなると関連条例の見直しがあるので時間をくださいと言うことになります。だから整合性を図るためにすぐにできないので、例えば1年くらい、半年から1年くらい時間をもらって関連条例を見直しますよというのを宣言しますので、そういう意味では第3項の「直ちに改正する」とあまりに細かい指摘までしていただかなくてもええんかな、「整合性を図る」で十分、伝わってるというふうに思います。

会 長 問題はですね、「市民自治及び市政に関する最高規範」という言い方でいいのか、「市政の基本事項について、市が定める最高規範」という言い方でいいのか、このあたりでしょうね。で、第2項については、あんまり問題はないと思うんです。「市民自治」という言葉、本条文に他で出てきたっけ？

事務局 出てきてますね。これは新しい言葉ですね。

会 長 そうですね。「住民自治」とはまた違いますからね。「市民自治」というのは出てないよ。ここで「市民自治」という言葉を使ったら定義をしておかないといけなくなってくるんですね。生駒がそれで苦しんだんです。「市民自治」、あっ第4条やね。「市民自治を推進する。」ここで言うてる「市民自治」というのは、まさしく市民による団体統制権、市民による地域の自己決定・自己自治権、双方を指していますよね。だからまあ、大和郡山市全体の自治権とイコールですわ。これでいきますか？

委員 大和市みたいに「市が定める最高規範であり」の方が簡単で分かりやすいですね。

会長 簡単で良いですね。

委員 これは申し訳ないですけど、「市民自治」という言葉を入れてほしいですね。やっぱりね、最近、「地方分権」って今言われてるでしょ。そういうことから考えると今まで僕ら市民が勉強せえへんで、言葉悪いけどアホやったと思うんですけど、ただなんか行事に出てね、市民参加や言うてお茶を濁してんじゃなしに、この「市民自治」という言葉があるということの意味をね、大きいと思うんですよ。

会長 分かりました。第4条に「市民自治」が出てます。「市民自治」は第4条の第1号から第7号までの原則のもとに進められるということから反対解釈すると、市役所の運営、議会の統制、もう全部、市民自治です。

委員 そうです。

会長 だから第33条は、A案の一番上段の2つでいきましょうか？

異議なし

ここはあまりそれ以外にこだわるところないと思うんです。

それでは第34条にいきます。これについてご意見いただきたいと思います。もう誤字脱字は、修正しておいてください。（「適合し
するよう」「適合するよう」「改正しなければ」「改正をし
なければ」「5年超えない」「5年を超えない」）

委員 これ5年で見直しいうのを、ちょっとみなさんで話をさせていただきたい。これはじめ作ったら見直しの期間、例えば2年、3年、しとい
て、その後、5年とか、落ち着いたらね。これはどういうふうに理解
したらよろしいの？4年いうところもありますやる？

会長 4年いうのもありますね。ただ4年より短いのはないですね。あん
まり2年や3年で短期で見直しやいうたら、ね、不安定になるんちゃ
うかなという判断でしょうね。

委員 これ、理解するまでにかなり時間かかりますよ。

会長 実は今日も僕、伊賀市の条例の見直しの作業の報告を聞いてたんですけど、よう考えたらあれ来年で5年たつんですわ。早いもんですわ。

委員 そうでないと事務的に大変ですよ。

委員 それとこのA案とB案の違いというのは条例委員会を設置するということですか？

会長 そうです。

委員 これは条例委員会を作るとかなあきませんな。市長に丸投げというのは具合悪いですな。

会長 B案はパブリックコメントをとるというだけのことやから。パブコメというのはもう条例自体にもう義務づけられてるから、意見を聴取しなければならないと言われんでもやらなあかんわけで、だからB案の「意見聴取しなければならない」というのは余分な事ですよ。はじめからやらなあかんねんから。条例委員会はやっぱりあった方がいいですかね？進行管理、施行状況の点検。そしたらちょっと提案しますね。もっぺん読み直します。「市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、社会情勢等に適合するよう定期的に見直し、必要に応じて適切な改正をしなければならない。」第2項「前項の見直し及び検討を行うにあたり、本条例の施行状況を把握し、課題を解決するため、条例委員会を設置する。」これは「条例委員会」という言葉を使わなくても、「別途、第三者機関を設置する」とか、この場合は「第三者機関」はあたらんな。

委員 ほな、簡単に委員会を作るでええんちゃう。

会長 「別途、委員会を設置する」

委員 そこに「市民を含めた」としておいてください。

事務局 この条例の中に入ってますやん。

委員 ここでいう「課題」とはどういうことですか？

会長 「課題を解決するため」というやつですよ。

委員 取り上げ方ちゅうか、取り上げてもう終わりですか？

会長 いやいや、これは条例の施行状況を監視、監視いうたらきついで、判定していくこの条例委員会というのが毎年、活動するわけですよ。だから「施行されて半年たちましたね、どうですか」と報告を聞いて、で、委員も「こんなとこ、全然、市民も分かってへんやないか」とか意見交換をするわけですね。1年たったらどうやったと検証していくわけです。その委員会に対して傍聴するとか、あるいは委員に対して意見を言いに行くとかいうことはOKになりますから。だからここで言うてたやつですよ。

委員 それがどっかの条文に書いてある？そこにもっていくという情報ある？

会長 あっ、それは条例本体に書くのはちょっとしんどいな。あっ言うてはる意味が分かった。そういうことはね、この条例ができたときの解説書に書いたらいいんですよ。

委員 その解説書がない限り、ぼーんっと書かれても分からへん。課題ってどうひらうの？

会長 だからその解説書の作り方が実は条例の案文が確定してから、次の仕事としてあるんですよ、実は。

委員 ようけ、あるね。

会長 だから、はよう前に進めたいという気持ちが分かっていただけでしょ？そやないといつまでたっても、日の目見いへんからね。まっただけでこういう委員会を作るだけでも相当、厳しい監視体制ですよ。あ

のね、こういう条例を進行管理する委員会は、最初に作ったのは米原市です、合併後の。それまではこんな監視委員会みたいなのはなかったんですね。たいがいはこのB案の形やったんですけど。だから「本条例の施行状況を把握し、課題を解決するため」というよりは、課題解決は難しいですからね。

委員 そうや。簡単に言ってるけど、こんなものむづかしいでっせ。

会長 「本条例の施行状況を把握し、その条例の見直しに資するため」とかね。米原はどうなってたかな。米原の条文、参考条文になかった？

事務局 今、手持ちにはないですね。

会長 いずれにせよ、その委員会を設置するというのはOKですね。で、書き方はちょっと事務局にお任せしちゃった方がええと思います。そんな変な形には絶対になりません。要するに条例の施行されてからは、条例がどのように適用されているか、で、それが実際に住民にも浸透しているか、行政の側にもそれだけの条例に対応したいろんな各種法令の改正作業は進んでるんかとか、そういうの全部、報告もらって、で勧告する。あるいは意見を言う。そういう委員会を作るということです。そういうことで条文をちょっと加筆修正してもらいます。これについてはちょっとお任せしますわ、米原のやつを参考にしてください。以上で終わってしまいましたけども、まだこれ全体の案文が確定したやつが出てきますね。これをもっぺん見なあかんよね。もう一度、綺麗に34条まで出てくると思うんです。これがお手元にいったから、何かまだ加筆・修正するところないかという最終点検していただきたい。で、今日もちょっと出ましたよね。「市民自治」という言葉、初めて出てきたんちゃうかと僕言いましたけども、第4条にあったということをもっぺん思い出させられました。僕でさえこんな状況ですから、みなさんの目でもう一度見ていただいて、ちょっとおかしいんちゃうかというところを見ていただきたい。それをもって最終原案確定といたしましょう。それから後は、解説書を作る作業が事務局には重たい作業としてあるんですけど、その解説書をまた見せてもらって、この解説書はもっとこうした方が分かりやすいんちゃうんかといったことをまた言うてもらいたいと思います。

委員 全然違うことですけど、事務局に聞きたいんですけどね、参加者がだんだん少なくなってきて、こんな人数でと言われること自体がおかしいんであってね、そこらもうちょっと努力して欠席者がないように、辞退者がないように努力していただきたいなあと、そうでないと、やっぱり多数の人の方がいろんなご意見が出るでしょうし。

事務局 それは反対で、自ら手を挙げてきてくださってるんだから、自らが連絡してきて、辞めますとか、来れませんかと言うべきやと思うんです。まったくね、連絡なしでず〜っと休んでおられる方もいらっしゃるわけですから、あえてうちから「なんで来てはりませんか?」「どうしてはりますの?」言うのは。ちゃんと議事録も全部送ってますから、それこそ住民自治やと思いますけど。

会長 ず〜っと送り続けてるんでしょ?

事務局 はい。

委員 事務局からもうひとつ

委員 大人やねんからほっといたらいいねん。

委員 何も事務局の肩を持つわけやおまへんで、今思うのはね、やっぱり今までのね、僕らの感覚で言うてたようにね、例えば市の職員さんや議員さんに僕らがお任せ、民主主義やったんですよ。だからまたこういう審議会に出てきたらええかっこしてね、委員やいうて出てきてね、事務局が作ったペーパーでね、YES か NO かで手さえ挙げていったら物事いくと思っとたんや。ところがあにはからえや、今日でも見てたらね、みんな勉強してきてね、一生懸命本も買ってね、インターネットも調べて、皆してはるやんか。ほんで自分で条例作るような力もって、ほんでしゃべってはるやん。

委員 僕がちょっと引っかかったんはね、「この人数で」と言われたら、

事務局 違います違います。これは今、来てはる18人であっても50人であってもいっしょです。50人や100人で2時間を2回くらいで話

していいのかなという疑問があるということで、それは人数が減ったことへの批判ではないです。

委員　ここが一番大っきな郡山市にとってね、基本原理のとこなんですよ。だからそこ中でちらっと「この人数でええのかな」と言われたら、はじめから成立せん方がええんちゃうかと、いや、すんませんな。そういう意味でちょっと引っかかったんや。

会長　その件は、全然、ご懸念なく。あの私も阪南市でやったことありますが、最終段階で最後まで生き残ってくれたんは6割でした。それは別にリタイヤした人を責めることは僕はしたくないし、それぞれやっぱりね、「やっぱり俺、合わんわ」言うてリタイヤする自由もありますから。一番心配しているのは実は議会の関係です。議会の議員さんでお知り合いおられますでしょう？そういう方々にこんだけ我々が努力していると真剣な議論をしてるんやと、ついては議会の方もですね、愛情を持って条例案を審議・検討してほしいというメッセージをね、有権者のみなさんから送ってほしいんですわ。これはやっぱり僕は外野ですから、なんぼ言うたところで市民じゃございませんからね、議員さんに言うたところで、僕が言うたところで鼻であしらわれるのがおちです。だけど地元の住民さんが言われたら、どの議員さんでも真剣ですよ。それが一番大きな力になると思います。今のところどうも私はこちら側のお手並み拝見という感じで待ってはる感じがするんで、そうじゃなくて一緒になって考えてほしかったんやけどもと、とりあえずはそっちで考えてくれと言われたからここまでしましたと、ついてはこっから後、真摯に議論受けてくださいねというメッセージ送ってください。それだけちょっとお願いしたいと思ってます。まだ作業はこれで終わったわけではありませんので、また引き続きよろしく申し上げます。それでは本日どうもありがとうございました。

以下余白